

## 事故発生！

道路や付属物を壊してしまった場合、警察のほか、**水沢国道維持出張所（0197-24-2187、2188）**へ速やかにご連絡ください。

オイルもれや路上に障害物が残った場合など、他の車や歩行者に危険がある場合を除き、事故現場からの連絡は不要です。

損傷の程度、復旧費用の見積は当出張所が行います。

### ○出張所へ教えていただきたいこと

- ・事故を起こした方の氏名、連絡先
- ・事故を起こした場所、年月日、日時、車種
- ・事故の内容(何を壊したか)
- ・加入している任意保険の情報

出張所より原因者の方へ「**道路附属物等損傷確認書**」（道路を損傷し、復旧費用を負担することを確認する書類）を送付。

原因者の方が必要事項を記入押印のうえ、上記書類を返送。

### 復旧工事（出張所施工）

原因者の方へ「**費用負担命令書**」と「**納入告知書**」がそれぞれ送付されます。

銀行や信用金庫、郵便局（日本銀行・日本銀行歳入代理店のみ）でお支払いいただけます。（振込不可、ATM、ペイジー対応）

費用を納入いただいて手続き完了